

美術

内容の取扱いと指導上の留意点はどうなっているのか。

(他者と学び合うこと、共同で行う創造活動等、知的財産権や肖像権)

- (4) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また、各表現の完成段階で作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をすること。

○ 他者と学び合うこと

美術科の授業においては、生徒一人一人が個々に作品を制作するような個人による学習の形態をとる場合が多い。しかし、共同で行う創造活動や作品について発表し合うなどの活動を位置付け、生徒が互いのよさを認め合ったり各自が学んだことを共有化したりすることは大切である。

○ 共同で行う創造活動

「共同で行う創造活動」とは、一人一人が持ち味を生かして一つの課題や題材に取り組み、協力して創造する活動である。

具体的な方法については、発想、構想、計画、制作から完成に至る過程での話し合いを重視し、学級全体あるいは小グループの活動などの中で互いの個性を生かした分担をして活動するなどが考えられる。

3年間の中学校生活の中で適切な時期を選び、生徒が共同で創造活動ができる機会や場を設ける。

○ 話し合うこと

制作の過程や完成段階などで、学級全体やグループなど形態を工夫して、一人一人が自分の思いや工夫したことなどを発表したり、他者のよさを認め合ったりして、互いが学んだことを共有化する学習の機会を設けることが大切である。

作品を通じて他者と考えを交流させ互いに学び合うことを経験させる中で、互いの表現のよさや個性などを認め合い尊重し合う態度を育てるようにする。

このことは、一人一人が自分の考えをもち、それを発表し、他者と議論・交流をしていく能力・態度を育てる上でも大変意義をもっており、また、これは自己肯定感と制作への意欲を高めることにつながる。

- (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

○ 知的財産権や肖像権

生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

知的財産権及び肖像権については、以下のことに留意する必要がある。

- 絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真などには著作権があるので、これらを用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。
- 授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。
- 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。
- 肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

著作者の没後
または著作物の
公表後50年を
経ない作品には
著作権がある。